

別表第一の五 省エネルギー性能基準の値(第九条の三関係)

(平二一規則一二六・追加、平二五規則九六・平二六規則二九・一部改正)

建築物の熱負荷の低減率	○
設備システムのエネルギー利用の低減率	○

備考

- 一 建築物の熱負荷の低減率とは、次の式により算出した値をいう。

$$A = 100 \times \{1 - (\text{PAL*の値} \div \text{PAL*の基準値})\}$$

〔この式において、A、PAL*の値及びPAL*の基準値は、それぞれ次の値を表すものとする。〕

A 建築物の熱負荷の低減率

PAL*の値 特定建築物の屋内周囲空間(地階を除く各階の外壁の中心線から水平距離が五メートル以内の屋内の空間、屋根の直下の階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。)の年間熱負荷(エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第一号。以下「判断基準」という。))I第一一 一一三(一)に定めるところにより求めたものをいう。以下同じ。)を各階の屋内周囲空間の床面積の合計(単位 平方メートル)で除して得た値。ただし、判断基準別表第一の用途の項に規定する用途のうち複数の用途に供する部分を含む建築物については、各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計(単位 平方メートル)で除して得た値

PAL*の基準値 判断基準別表第一の用途の項の区分に応じ、地域区分の欄に掲げる値。ただし、判断基準別表第一の用途の項に規定する用途のうち複数の用途に供する部分を含む建築物については、各用途の当該値を各用途の屋内周囲空間の床面積で加重平均した値]

- 二 設備システムのエネルギー利用の低減率とは、次の式により算出した値をいう。

$$\text{ERR} = (1 - \text{BEI}) \times 100$$

〔この式において、ERR及びBEIは、それぞれ次の値を表すものとする。〕

ERR 設備システムのエネルギー利用の低減率

BEI 次の(一)から(三)までの建築物の部分の一次エネルギー消費率

- (一) 第八条の三第二項第一号に規定する用途(以下「住宅用途」という。)に供する部分

◆◆◆〔これらの式において、EHST, a11、EHST, i、EHST、EHSK、n、EHT, a11、EHT, i、EHT及びEHKは、それぞれ次の値を表すものとする。〕

EHST, a11 住宅用途に供する部分の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)

◆EHST, i n戸の単位住戸(一戸建ての住宅及び共同住宅、長屋その他の一戸建

ての住宅以外の住宅における一の住戸をいう。以下同じ。)の部分の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)

EHST 判断基準 I 第二 二 二一三(一)により求める単位住戸の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)

EHSK 判断基準 I 第二 二 二一三(二)により求める共同住宅の共用部分の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)

n 単位住戸の数

EHT, all 住宅用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)

◆EHT, i n戸の単位住戸の部分の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)

EHT 判断基準 I 第二 二 二一三(一)により求める単位住戸の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)

EHK 判断基準 I 第二 二 二一三(二)により求める共同住宅の共用部分の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)]

(二) 第八条の三第二項第二号から第九号までに規定する用途(以下「非住宅用途」という。)に供する部分

◆ [この式において、EST及びETは、それぞれ次の値を表すものとする。

EST 判断基準 I 第一 二 二一三により求める非住宅用途に供する部分の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)

ET 判断基準 I 第二 二 二一三により求める非住宅用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)]

(三) 住宅用途及び非住宅用途に供する建築物(以下「複合建築物」という。)の全体

◆ESTotal=EST+EHSK, all

ETotal=ET+EHT, all

[これらの式において、ESTotal、EST、EHSK, all、ETotal、ET及びEHT, allは、それぞれ次の値を表すものとする。

ESTotal 複合建築物全体の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)

EST (二)に掲げる非住宅用途に供する部分の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)

EHSK, all (一)に掲げる住宅用途に供する部分の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)

ETotal 複合建築物全体の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)

ET (二)に掲げる非住宅用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量(単位
一年につきギガジュール)

EHT, all (一)に掲げる住宅用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量(単
位 一年につきギガジュール)]